

特定疾病保障終身保険 5年ごと利差配当付／無配当

- この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に「注意喚起情報」とあわせて必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- 本書面をお読みいただくことは重要です。特に「保険金をお支払いできない場合について」等、お客さまにとって不利益となる部分については、しっかりとお読みいただくことが重要です。
- 本書面に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので必ずご確認ください。
- 本書面における保険期間、引受条件(保険金額等)、保険料に関する事項等は代表事例を記載しております。ご契約に際しては、「申込書」や「保険設計書」によりお申込内容や具体的な数値をご確認ください。

商品の特徴

- 死亡・高度障害状態・特定疾病(悪性新生物(ガン)・急性心筋梗塞・脳卒中)の保障を生涯にわたり確保できる商品です。

商品のしくみ

特定疾病保障終身保険(無配当)の場合

ご契約例

(計算基準日：2013年4月2日)

年齢・性別：30歳・男性
 保険金額：1,000万円
 保険期間：終身
 保険料払込期間：60歳満了
 月払保険料(口座振替)：25,970円



5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険の場合

ご契約例

(計算基準日：2013年4月2日)

年齢・性別：30歳・男性
 保険金額：1,000万円
 保険期間：終身
 保険料払込期間：60歳満了
 月払保険料(口座振替)：26,550円



保障内容(主契約)について

保険金	お支払事由(お支払いできる場合)	
死亡保険金	死亡されたとき	
高度障害保険金	約款所定の高度障害状態になられたとき	
特定疾病保険金	約款所定の特定疾病により次のいずれかの状態に該当されたとき	
	悪性新生物(ガン)	生まれて初めて悪性新生物(ガン)に罹患したと医師によって診断確定されたとき。ただし、上皮内ガン(子宮頸ガン0期・食道上皮内ガン等、病変が上皮内に限定しているもの)、皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚ガンおよび責任開始日から90日以内に診断確定された乳ガンを除きます。
	急性心筋梗塞	急性心筋梗塞を発病し、初めて医師の診療を受けた日から60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき。ただし、狭心症等は除きます。
	脳卒中	脳卒中を発病し、初めて医師の診療を受けた日から60日以上、言語障害等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき。ただし、脳血管疾患のうち、くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞が対象になります。

※特定疾病保障終身保険のお支払事由に該当し保険金をお支払いした場合には、保険契約は消滅します。死亡保険金・高度障害保険金・特定疾病保険金は各々重複してお支払いしません。

保険金をお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金をお支払いすることはできません。

- ・責任開始日(または復活日)からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺による死亡
- ・保険契約者または死亡保険金受取人の故意による被保険者の死亡 等

※上記の事例以外にも保険金をお支払いできない場合があります。詳細については「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

保険料の払込免除について

- 被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故によるケガを直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に約款所定の身体障害の状態になられたときは、以後(保険料払込期間満了日まで)の保険料のお払込みは不要になります。
- 保険料の払込免除事由が発生しても、次の場合には保険料のお払込みを免除することはできません。
 - ・保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
 - ・被保険者の犯罪行為によるとき 等

配当金について

- 特定疾病保障終身保険(無配当)には、契約者配当金はありません。
- 5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険の配当金は変動(増減)し、運用実績によって0(ゼロ)となることもあります。**
 - ・5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険の契約者配当金は、責任準備金等の運用益が当社の予定した運用益をこえた場合に、ご契約後6年目から5年ごとにお支払いします。責任準備金等の運用実績によってはお支払いできない場合もあります。また、長期間継続したご契約に対して、特別配当をお支払いすることがあります。
 - ・5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険の契約者配当金は当社所定の配当積立利率で積み立てておき、ご請求があったとき、または保険金をお支払いするときにあわせてお支払いします。

1. ご契約日から2年以内に解約・減額等をされる場合、契約者配当金はありません。
2. 解約・減額等をされる場合にお支払いする契約者配当金は、死亡保険金等のお支払事由に該当したことによりご契約が消滅する場合にお支払いする契約者配当金よりも少なくなります。

特約について

主契約に付加できる特約を記載しています。ただし、ご契約の内容によっては付加できない場合もあります。詳細については「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

特約名称	お取扱内容
代理請求特約	被保険者と受取人が同一の場合で、受取人が保険金を請求できない特別な事情(被保険者本人が自らの傷病名を医師から告知されていない場合等)があるとき、または、被保険者とご契約者が同一の場合で、ご契約者が保険料の払込免除を請求することができない特別な事情があるときは、受取人またはご契約者に代わって代理人(代理請求人、あらかじめ指定した場合は指定代理請求人)が保険金や保険料の払込免除を請求することができます。 なお、代理請求特約を付加されない場合は、代理請求は主契約および付加されている特約の規定に基づいてお取り扱いします。

苦情・相談窓口とその電話番号

- 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、当社お客さまサービスセンターへご連絡ください。
TEL : 0120-324-386 月～金 / 9:00～18:00 土 / 9:00～17:00 (日・祝日・年末年始を除きます)
- 当社商品に係る指定紛争解決機関は社団法人 生命保険協会です。
- 社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

健康で快適な生活を応援します
満点生活応援団

三井住友海上あいおい生命の保険商品をご契約いただきますと、健康・医療・育児・介護・税務・暮らしにかかわるサービスでお客様の生活を応援する“満点生活応援団”（通話料無料）をご利用いただけます。

「保険種類のご案内」「各種特約のご案内」について

保険種類・特約をお選びいただく際には「保険種類のご案内」「各種特約のご案内」をご覧ください。この保険は「保険種類のご案内」に記載されている疾病・医療保険（特定疾病保障終身保険）です。「保険種類のご案内」「各種特約のご案内」は、当社の社員・取扱代理店または課支社にご請求ください。

生命保険募集人について

当社の生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。なお、お客さまが当社の生命保険募集人の登録状況・権限等に関しまして確認をご要望の場合は、当社お客さまサービスセンターまでご連絡ください。

ご検討に際しては、必ず「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒103-0027 東京都中央区日本橋3-1-6

お客さまサービスセンター TEL:0120-324-386(無料)
受付時間 月～金 9:00～18:00 土 9:00～17:00(日・祝日・年末年始を除きます)
<http://www.msa-life.co.jp>

【MS】B0207 【AD】90-207 150,000 2012.12.01 (新・一) 62 登2013-A-037(2013.4.1)